

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|---|-----|--|-----|
| <p>【個人情報の取扱いに関する規約】（株式会社新生銀行）</p> <p>第1条 （個人情報の利用目的、取得の同意）</p> <p>（1）会員等は、銀行が、会員等の個人情報を以下の業務ならびに利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>銀行における業務内容および個人情報の利用目的</p> <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ○ 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。） <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> （a）各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため （b）犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人の確認等や、金融商品やサービス利用にかかる資格等の確認のため （c）預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため （d）融資の申込みや継続的な利用等に際しての判断のため （e）適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため （f）与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため （g）他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため （h）契約（銀行とお客さまとの間の契約および銀行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。）や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため （i）市場調査、ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため （j）ダイレクトメール発送等、金融商品やサービス提供に関する各種ご提案のため （k）銀行や銀行関係会社（銀行の有価証券報告書に記載されている関係会社をいう。以下同じ。）および銀行の提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。なお、保険契約募集に関する銀行とお客さまとの取引が、銀行におけるお客さまに関する他の業務に影響を及ぼすことはありません。 （l）各種取引の解約や取引の解約後の事後管理のため （m）その他、銀行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため <p>なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下のとおり、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。</p> <p>銀行は、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</p> <p>また、銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</p> | | <p>【個人情報の取扱いに関する規約】（株式会社新生銀行）</p> <p>第1条 （個人情報の利用目的、取得の同意）</p> <p>（1）会員等は、銀行が、会員等の個人情報を以下の業務ならびに利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>銀行における業務内容および個人情報の利用目的</p> <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ○ 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。） <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> （a）各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため （b）犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人の確認等や、金融商品やサービス利用にかかる資格等の確認のため （c）預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため （d）融資の申込みや継続的な利用等に際しての判断のため （e）適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため （f）与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため （g）他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため （h）契約（銀行とお客さまとの間の契約および銀行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。）や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため （i）市場調査、ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため （j）ダイレクトメール発送等、金融商品やサービス提供に関する各種ご提案のため （k）銀行や銀行関係会社（銀行の有価証券報告書に記載されている関係会社をいう。以下同じ。）および銀行の提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。なお、保険契約募集に関する銀行とお客さまとの取引が、銀行におけるお客さまに関する他の業務に影響を及ぼすことはありません。 （l）各種取引の解約や取引の解約後の事後管理のため （m）その他、銀行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため （n）<u>本条(1)(a)～(m)記載の利用目的のために行う会員等の行動・関心等の分析のため</u> <p>なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下のとおり、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。</p> <p>銀行は、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</p> <p>また、銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</p> | |

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|-----|--|-----|--|
| 第1条 | <p>(2) 会員等は、銀行が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行の定める期間保存することに同意します。また、銀行が必要があると認められた場合には、銀行が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・eメールアドレス・職業・勤務先(お勤め先の内容)・取引目的・家族構成・家族の属性情報、住居状況・お取引ニーズに関する情報・識別番号・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報 ・契約の種類、本契約に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報 ・利用日、商品・役務名、契約額、利用額、会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済回数、毎月または毎回の支払額、返済方法、 自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報等の本契約のご利用状況及び契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報 会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況(本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。)、本契約に係るお支払状況及び返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>(d) サービスの提供等に付随して取得した情報 ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等本契約関連サービスの提供等に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等及び本人確認情報 本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート(記号番号を含みます。))に記載された 情報及び本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報 官報や電話帳等により一般に公開されている情報</p> <p>(g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p> | 第1条 | <p>(2) 会員等は、銀行が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行の定める期間保存することに同意します。また、銀行が必要があると認められた場合には、銀行が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・eメールアドレス・職業・勤務先(お勤め先の内容)・取引目的・家族構成・家族の属性情報、住居状況・お取引ニーズに関する情報・識別番号・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報 ・契約の種類、本契約に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報 ・利用日、商品・役務名、契約額、利用額、会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済回数、毎月または毎回の支払額、返済方法、 自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報等の本契約のご利用状況及び契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報 会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況(本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。)、本契約に係るお支払状況及び返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>(d) サービスの提供等に付随して取得した情報 ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等本契約関連サービスの提供等に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等及び本人確認情報 本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート(記号番号を含みます。))に記載された 情報及び本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報 官報や電話帳等により一般に公開されている情報</p> <p>(g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p> <p>(3) 会員等は、銀行が、各種情報提供サービス運営事業者等の個人関連情報取扱事業者から届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報を取得し、これを前項に基づき自社のデータベースに登録した個人情報と結びつけた上で、本条(1)記載の利用目的を達成するために利用することに同意します。</p> |

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|-----|---|-----|--|
| 第2条 | <p>(個人情報^の銀行と保証会社ならびに銀行関係会社への第三者提供および共同利用の同意)</p> <p>(1) 会員等は、銀行が本契約の与信判断及び与信後の管理等のため、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。</p> <p>提供を受ける個人情報</p> <p>① 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>② 保証会社による与信審査に関する情報(会員等が再保証会社との間で再保証の委託に係る契約を締結した場合には、再保証会社による与信審査に関する情報を含みます。)</p> <p>③ 電気通信サービスの内容に関する情報(優遇金利の提供条件に関する情報に限ります。)</p> <p>④ 金融関連サービスのご利用料金等及び内容に関する情報(ドコモ口座に関する情報に限ります。)</p> <p><u>ドコモ口座</u>とは、保証会社が「<u>ドコモ口座</u>」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員等の名義で作成する勘定をいいます。</p> | 第2条 | <p>(個人情報^の銀行と保証会社ならびに銀行関係会社への第三者提供および共同利用の同意)</p> <p>(1) 会員等は、銀行が本契約の与信判断及び与信後の管理等のため、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。</p> <p>提供を受ける個人情報</p> <p>① 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>② 保証会社による与信審査に関する情報(会員等が再保証会社との間で再保証の委託に係る契約を締結した場合には、再保証会社による与信審査に関する情報を含みます。)</p> <p>③ 電気通信サービスの内容に関する情報(優遇金利の提供条件に関する情報に限ります。)</p> <p>④ 金融関連サービスのご利用料金等及び内容に関する情報(<u>d払い残高</u>に関する情報に限ります。)</p> <p><u>d払い残高</u>とは、保証会社が「<u>d払い残高</u>」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員等の名義で作成する勘定をいいます。</p> |
| - | 2021年11月23日改定 | - | 2022年3月17日改定 |
| - | 登録 No.11112 <u>21.11</u> | - | 登録 No.11112 <u>22.03</u> |

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|--|---|--|---|
| | <p>【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (一般規約)</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>(1) 会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および再保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」、保証会社が本規約とは別に定める個人情報の取扱いに関する同意事項ならびに「保証および再保証委託約款」にあらかじめ同意し本契約の内容および条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行および保証会社ならびに再保証会社に対して本契約の申込み(電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。)をし、銀行が同申込みを承認(電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。)した方とします。</p> <p>本契約のうち、借入れにかかる内容および条件は、インターネットでの申込みの際に画面上に表示される「Web 契約内容」に記載されます。</p> <p>(2) 本契約は、銀行、保証会社および再保証会社が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、銀行及び会員との間で取引(貸付等)を行ったときに成立するものとします。</p> <p>なお、スマートマネーレンディング規約第1条(2)に基づき、会員が会員名義のドコモ口座において借入れを行う場合は、会員名義のドコモ口座に借入金に着金したときに、取引(貸付等)が成立するものとします。なお、ドコモ口座とは、保証会社が「ドコモ口座」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員またはその他の者の名義で作成する勘定をいいます。</p> <p>(3) 本契約成立後、本契約の内容および条件(以下「本契約事項」といいます。)は、会員に交付する「契約内容通知書」にて確認できます。</p> | | <p>【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (一般規約)</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>(1) 会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および再保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」、保証会社が本規約とは別に定める個人情報の取扱いに関する同意事項ならびに「保証および再保証委託約款」にあらかじめ同意し本契約の内容および条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行および保証会社ならびに再保証会社に対して本契約の申込み(電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。)をし、銀行が同申込みを承認(電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。)した方とします。</p> <p>本契約のうち、借入れにかかる内容および条件は、インターネットでの申込みの際に画面上に表示される「Web 契約内容」に記載されます。</p> <p>(2) 本契約は、銀行、保証会社および再保証会社が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、銀行及び会員との間で取引(貸付等)を行ったときに成立するものとします。</p> <p>なお、スマートマネーレンディング規約第1条(2)に基づき、会員が会員名義のd払い残高において借入れを行う場合は、会員名義のd払い残高に借入金に着金したときに、取引(貸付等)が成立するものとします。なお、d払い残高とは、保証会社が「d払い残高」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員またはその他の者の名義で作成する勘定をいいます。</p> <p>(3) 本契約成立後、本契約の内容および条件(以下「本契約事項」といいます。)は、会員に交付する「契約内容通知書」にて確認できます。</p> |
| <p>第4条 (認証)</p> <p>会員は、銀行所定のホームページへのログイン時および本契約に基づく個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時に、以下の方法により銀行および保証会社所定の方法により、会員を認証する手続きが必要となります。</p> <p>(1) ログイン時の認証手続き</p> <p>① 会員は、本取引を利用するために次の各号に定める方法により、銀行および保証会社の認証(以下「本認証サービス」といいます。)を受ける必要があります。</p> <p>a. 会員が自らの名義で使用する携帯電話、タブレット端末、パソコン端末等(以下「本端末」といいます。)に、銀行所定の方法により会員が入力したドコモ回線に関する(A)dアカウントのID(以下「dアカウント」といいます。)および(B)dアカウントのパスワード(保証会社の提供する回線以外で通信する場合)または保証会社がNTTドコモ回線契約に基づき発行するネットワーク暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)を入力することにより認証を受ける方法</p> <p>b. 上記 a.の認証がなされた際に保証会社が管理するサーバーから発行され、本端末に記録されたCookieにより認証を受ける方法</p> <p>② 本認証サービスの利用に必要となるdアカウント等の取り扱いに関する条件は、保証会社のdアカウント規約に定めるところによります。</p> <p>③ 銀行は、(ア)dアカウントのIDおよび暗証番号が、保証会社に登録された内容と一致していることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合、または(イ)会員が本端末に記録されたCookieにより本端末が使用されていることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。この場合に行われた本取引については、dアカウント、暗証番号、その他銀行が指定する情報について、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行及び保証会社ならびに再保証会社は一切の責任を負担しないものとします。</p> <p>④ 推測されやすい暗証番号により、または会員の故意もしくは過失等によって暗証番号を他人に知られることにより生じた損害、および会員の故意もしくは過失等によって生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。</p> | | <p>第4条 (認証)</p> <p>会員は、銀行所定のホームページへのログイン時および本契約に基づく個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時に、以下の方法により銀行および保証会社所定の方法により、会員を認証する手続きが必要となります。</p> <p>(1) ログイン時の認証手続き</p> <p>① 会員は、本取引を利用するために次の各号に定める方法により、銀行および保証会社の認証(以下「本認証サービス」といいます。)を受ける必要があります。</p> <p>a. 会員が自らの名義で使用する携帯電話、タブレット端末、パソコン端末等(以下「本端末」といいます。)に、銀行所定の方法により会員が入力したドコモ回線に関する(A)dアカウントのID(以下「dアカウント」といいます。)および(B)dアカウントのパスワード(保証会社の提供する回線以外で通信する場合)または保証会社がNTTドコモ回線契約に基づき発行するネットワーク暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)を入力することにより認証を受ける方法、またはdアカウント設定を通じて生体認証等対応端末(会員の生体情報または画面ロック解除情報を利用した株式会社NTTドコモが別に指定する生体認証等機能を有する端末をいう。以下同じ。)の生体認証等機能により認証を受ける方法</p> <p>b. 上記 a.の認証がなされた際に保証会社が管理するサーバーから発行され、本端末に記録されたCookieにより認証を受ける方法</p> <p>② 本認証サービスの利用に必要となるdアカウント等の取り扱いに関する条件は、保証会社のdアカウント規約に定めるところによります。</p> <p>③ 銀行は、(ア)dアカウントのIDおよび暗証番号が、保証会社に登録された内容と一致していることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合、(イ)dアカウント設定を通じて生体等情報が生体認証等対応端末に登録された内容と一致していることを当該生体認証等対応端末の生体認証等機能が確認した場合、または(ウ)会員が本端末に記録されたCookieにより本端末が使用されていることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。この場合に行われた本取引については、dアカウント、暗証番号、生体等情報、その他銀行が指定する情報について、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行及び保証会社ならびに再保証会社は一切の責任を負担しないものとします。</p> | |

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|----|--|-----|--|
| 4条 | <p>⑤ 会員は、暗証番号及び本認証サービスを利用する対応端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。会員は、UIMカード、dアカウント等およびそれらを入力したことのある端末ならびに本項①b.に定めるCookieが保存されている端末(以下総称して「認証キー」といいます。)を厳重に管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証キーの管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。</p> <p>(2) 個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時の認証手続き</p> <p>銀行所定の暗証番号(以下「認証コード」といいます。)を、会員が予め銀行に届け出た電話番号宛にSMS(ショートメッセージサービス)により通知し、会員が当該認証コードを銀行所定の方法により本端末に入力することにより、銀行が認証する方法。なお、認証コードは時間の経過とともに変更され、一定期間内に一度だけ利用することが出来るものです。</p> <p>銀行は、認証コードが、銀行が通知した内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。この場合に行われた本取引については、認証コードについて、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行は、一切の責任を負担しないものとします。</p> <p>会員は、認証コードおよび本端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、認証コードおよび本端末を第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証コードおよび本端末の管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。</p> | 第4条 | <p>④ 推測されやすい暗証番号により、または会員の故意もしくは過失等によって暗証番号を他人に知られることにより生じた損害、および会員の故意もしくは過失等によって生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。</p> <p>⑤ 会員は、暗証番号及び本認証サービスを利用する対応端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。会員は、UIMカード、dアカウント等およびそれらを入力したことのある端末ならびに本項①b.に定めるCookieが保存されている端末(以下総称して「認証キー」といいます。)を厳重に管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証キーの管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。</p> <p>(2) 個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時の認証手続き</p> <p>銀行所定の暗証番号(以下「認証コード」といいます。)を、会員が予め銀行に届け出た電話番号宛にSMS(ショートメッセージサービス)により通知し、会員が当該認証コードを銀行所定の方法により本端末に入力することにより、銀行が認証する方法。なお、認証コードは時間の経過とともに変更され、一定期間内に一度だけ利用することが出来るものです。</p> <p>銀行は、認証コードが、銀行が通知した内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。この場合に行われた本取引については、認証コードについて、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行は、一切の責任を負担しないものとします。</p> <p>会員は、認証コードおよび本端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、認証コードおよび本端末を第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証コードおよび本端末の管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。</p> |
| - | 2021年11月23日改定 | - | 2022年3月17日改定 |

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|------|--|------|--|
| | 【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (スマートマネーレンディング規約) | | 【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (スマートマネーレンディング規約) |
| 第1条 | (借入方法) (1) 会員は、次の方法により銀行から現金の借入れをすることができます。 ①インターネット等によるデータ送信等による申込みに基づく会員名義の銀行口座、②会員名義のドコモ口座への振込、および③その他銀行が定める方法 (2) 前項①の方法による借入れは銀行所定の方法により会員があらかじめ届け出ている会員名義の銀行口座に対して行い、前項②の方法による借入れは会員名義のドコモ口座に対して行うものとします。会員名義の銀行口座に対して行う場合、会員は、銀行がかかる振込に際しての振込人名を「カ)シンセイギンコウ」とすることに同意します。 (3) 銀行は、会員に現金を貸付けたときは、貸付けを完了したことをeメールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。借入れに係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員のWEB取引履歴で確認します。 (4) 借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行の要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、会員に通知のうえ、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。 | 第1条 | (借入方法) (1) 会員は、次の方法により銀行から現金の借入れをすることができます。 ①インターネット等によるデータ送信等による申込みに基づく会員名義の銀行口座、②会員名義のd払い残高への振込、および③その他銀行が定める方法 (2) 前項①の方法による借入れは銀行所定の方法により会員があらかじめ届け出ている会員名義の銀行口座に対して行い、前項②の方法による借入れは会員名義のd払い残高に対して行うものとします。会員名義の銀行口座に対して行う場合、会員は、銀行がかかる振込に際しての振込人名を「カ)シンセイギンコウ」とすることに同意します。 (3) 銀行は、会員に現金を貸付けたときは、貸付けを完了したことをeメールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。借入れに係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員のWEB取引履歴で確認します。 (4) 借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行の要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、会員に通知のうえ、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。 |
| 第5条 | (返済方法および返済場所) (1) 会員は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で本規約に基づく貸付の返済をするものとします。 ① 会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替 ② 指定金融機関の口座への振込 ③ 銀行所定の方法による会員名義のドコモ口座からの指定ドコモ口座への送金 なお、約定返済以外の臨時的返済がなされた場合、銀行は返済金を受領したことをeメールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。 (2) 会員は、返済に係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員のWEB取引履歴で確認します。 | 第5条 | (返済方法および返済場所) (1) 会員は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で本規約に基づく貸付の返済をするものとします。 ① 会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替 ② 指定金融機関の口座への振込 ③ 銀行所定の方法による会員名義のd払い残高からの指定d払い残高への送金 なお、約定返済以外の臨時的返済がなされた場合、銀行は返済金を受領したことをeメールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。 (2) 会員は、返済に係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員のWEB取引履歴で確認します。 |
| 第15条 | (過剰入金・相殺処理の取扱い) (1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた超過資金には銀行は利息を付さず、その返却方法および返却場所は、会員の指定する会員名義の指定金融機関またはドコモ口座への振込その他銀行所定の手続によるものとします。 (2) 会員が、銀行に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。 (3) 会員が銀行に対して支払期にある債務を負担している場合、銀行は、その債務と会員の預金債権その他の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。 | 第15条 | (過剰入金・相殺処理の取扱い) (1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた超過資金には銀行は利息を付さず、その返却方法および返却場所は、会員の指定する会員名義の指定金融機関またはd払い残高への振込その他銀行所定の手続によるものとします。 (2) 会員が、銀行に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。 (3) 会員が銀行に対して支払期にある債務を負担している場合、銀行は、その債務と会員の預金債権その他の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。 |
| - | 2021年11月23日改定 | - | 2022年3月17日改定 |
| - | 登録 No. 11114 21.11 | - | 登録 No. 11114 22.03 |

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|-----|--|-----|--|
| | 【個人情報の取扱いに関する規約】（再保証会社：新生フィナンシャル株式会社） | | 【個人情報の取扱いに関する規約】（再保証会社：新生フィナンシャル株式会社） |
| 第1条 | <p>（個人情報の利用目的、取得の同意）</p> <p>(1) 会員等は、再保証会社が、会員等の個人情報を以下の利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>再保証会社における個人情報の利用目的</p> <p>(a) 現在および将来における再保証会社の与信判断のため</p> <p>(b) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため</p> <p>(c) 求償権に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため</p> <p>(d) 再保証会社と会員等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため</p> <p>(e) 再保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため</p> <p>(f) 再保証会社および再保証会社関係会社（再保証会社が掲載するホームページに関連会社として記載されている子会社および関連会社をいう。以下同じ。）が提供するサービスに関するダイレクトメール、eメール、SMS（ショートメッセージサービス）等による情報提供、営業案内その他の連絡等を行うため</p> <p>(g) 会員等と再保証会社関係会社との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため</p> <p>(2) 会員等は、再保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、再保証会社の定める期間、保存することに同意します。また、再保証会社が必要があると認めた場合には、再保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図（データベースを含みます。）、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を再保証会社のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報</p> <p>氏名・住所・本籍地・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・お取引ニーズに関する情報・識別番号・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報</p> <p>・再保証に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報</p> <p>・再保証の対象となる求償債務に係る保証の対象となる会員等の銀行のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報</p> <p>会員等から申告して頂いた年収（世帯年収を含みます。）、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況（本契約以外に再保証会社または銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。）、保証会社が提供する保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等（会員等の銀行との本契約におけるお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。）の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随または関連するサービス、および会員等の家計管理等に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス（以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。）をいいます。</p> <p>(d) 再保証に付随して取得した情報</p> <p>ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等再保証に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報</p> <p>本人確認に関する法令に基づく本人確認書類（運転免許証、パスポート等）に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報</p> <p>官報や電話帳等により一般に公開されている情報</p> | 第1条 | <p>（個人情報の利用目的、取得の同意）</p> <p>(1) 会員等は、再保証会社が、会員等の個人情報を以下の利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>再保証会社における個人情報の利用目的</p> <p>(a) 現在および将来における再保証会社の与信判断のため</p> <p>(b) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため</p> <p>(c) 求償権に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため</p> <p>(d) 再保証会社と会員等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため</p> <p>(e) 再保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため</p> <p>(f) 再保証会社および再保証会社関係会社（再保証会社が掲載するホームページに関連会社として記載されている子会社および関連会社をいう。以下同じ。）が提供するサービスに関するダイレクトメール、eメール、SMS（ショートメッセージサービス）等による情報提供、営業案内その他の連絡等を行うため</p> <p>(g) 会員等と再保証会社関係会社との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため</p> <p>(h) 本条(1)(a)～(g)記載の利用目的のために行う会員等の行動・関心等の分析のため</p> <p>(2) 会員等は、再保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、再保証会社の定める期間、保存することに同意します。また、再保証会社が必要があると認めた場合には、再保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図（データベースを含みます。）、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を再保証会社のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報</p> <p>氏名・住所・本籍地・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・お取引ニーズに関する情報・識別番号・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報</p> <p>・再保証に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報</p> <p>・再保証の対象となる求償債務に係る保証の対象となる会員等の銀行のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報</p> <p>会員等から申告して頂いた年収（世帯年収を含みます。）、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況（本契約以外に再保証会社または銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。）、保証会社が提供する保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等（会員等の銀行との本契約におけるお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。）の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随または関連するサービス、および会員等の家計管理等に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス（以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。）をいいます。</p> <p>(d) 再保証に付随して取得した情報</p> <p>ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等再保証に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報</p> <p>本人確認に関する法令に基づく本人確認書類（運転免許証、パスポート等）に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報</p> |

| 条 | 改定前 | 条 | 改定後 |
|-----|--|-----|---|
| 第1条 | (g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像) (h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等) | 第1条 | 官報や電話帳等により一般に公開されている情報 (g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像) (h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等) (3) <u>会員等は、再保証会社が、各種情報提供サービス運営事業者等の個人関連情報取扱事業者から届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報を取得し、これを前項に基づき自社のデータベースに登録した個人情報と結びつけた上で、本条(1)記載の利用目的を達成するために利用することに同意します。</u> |
| - | ■個人情報の取扱いに関する窓口 新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://shinseifinancial.co.jp ●個人情報保護管理者 業務管理部 <u>長</u> | - | ■個人情報の取扱いに関する窓口 新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://shinseifinancial.co.jp ●個人情報保護管理者 業務管理部 <u>セクションヘッド</u> |
| - | 2021年 <u>11</u> 月 <u>23</u> 日改定 | - | 2022年 <u>3</u> 月 <u>17</u> 日改定 |